



弁護士 河口大輔さん
 昭和48年熊本市生まれ。熊本高校・東京大学卒。平成16年
 弁護士登録。平成23年5月に銀河法律事務所を開業。取
 扱分野は離婚など家事事件、損害賠償（交通事故など）、そ
 の他法律問題全般。趣味は飛行、読書、育児。

離婚
 離婚を考えていますが、
 どんなことが問題になりますか。
 また、離婚自体をどうやって
 進めたいのでしょうか。

A
 子どもの親権と
 お金に関することが
 問題になります。
 当人たちで解決できない場合、
 協議や調停で決めていきます。

まずは親権問題。
 お金に関しては内容を
 整理して相談

前述のような問題を解決し
 てようやく離婚に至ることに
 なります。そのため、まず
 は夫婦間での話し合い離婚協
 議)から始まりますが、法律上の
 知識がないとか、感情的に対
 立するなどどううまくまとまら
 ない場合、弁護士を通じて協
 議を行うとスムーズに進むこ
 とが期待できます。協議がま
 とまらなかつた場合、家庭裁
 判所に離婚調停を起すこと
 になります。調停とは家庭裁
 判所での話し合い手続です。調
 停でもまとまらない場合は、
 裁判を起すしかありません。

築いた財産を原則として半分
 ずつに分けることです。第4
 に感謝料です。不法行為
 (暴力・不貞など)や、夫婦の
 協力義務違反(生活費を支払わ
 ない等)など、離婚の原因とな
 るような行為(有責行為)を行
 った側が、他方に相応の金銭
 を支払うこととなります。そ
 の他、婚姻費用離婚までの別
 居中の生活費や、厚生年金・
 共済年金の分割、子どもとの
 面会交流など、離婚の際には
 多くの複雑な問題を解決しな
 ければなりません。

夫婦で解決できない場合
 弁護士を通じての協議、
 家裁での調停に

できるだけ希望に添った条
 件で離婚をするには、専門的
 な知識と経験が不可欠です。
 弁護士に依頼する場合とそう
 でない場合とでは、進め方や
 結果が相当変わってくること
 があります。十分納得せずに
 離婚をしてしまえば、後で深
 く後悔することになりかねま
 せん。離婚を考え始めた段階
 で、ぜひ一度弁護士にご相談
 頂きたいと思えます。

ここがポイント!

- ☑ 離婚で解決すべきは、親権、養育費、財産分与、慰謝料。
- ☑ 夫婦間で解決ができない場合、弁護士を立てての協議、調停に。
- ☑ よりスムーズな解決のために早めに弁護士に相談を。

銀河法律事務所

☎096-342-1030

熊本市中央区区銅本町1-5Jビルサウスビル31F
 電話 0900~1730 困り電話、休日 日2台

「私たちは女性の味方です」と弁護士河口さん。仕事や家庭で様々な問題を抱える女性たちを、法律の力でバックアップ。特に離婚問題に関しては、女性に限り初回の相談料5,250円が無料に。相談は完全個室で行われるので安心だ。また、債務に関して男女とも初回相談料が無料になったり、遠方から足を運ぶ人に向けた割引制度や、弁護士費用の分割払い制度など、誰でも気軽に相談できる環境が整っているのも嬉しい。

